

[事案 2019-127] 入院給付金等支払請求

・令和2年1月31日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払理由に該当しないとしてがん入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者が、胃がんにより入院し手術を受け、その後入退院を繰り返し死亡したので、平成10年4月に契約したがん保険にもとづき、がん入院給付金およびがん死亡保険金を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして、最後の入院（以下「本入院」）について、がん入院給付金、がん死亡保険金のいずれも支払われなかった。

しかし、がん入院給付金およびがん死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)カルテ等によれば、本入院中ががんの治療は行われておらず、約款においてがん入院給付金の支払理由として定める「がんの治療を受けることを直接の目的」とした入院には該当しない。
- (2)死亡診断書によれば、直接死因は「呼吸不全」、その原因は「肺炎」であるので、約款においてがん死亡給付金の支払理由として定める「がんを直接の原因」とした死亡にも該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人配偶者の入院時および死亡時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん入院給付金およびがん死亡保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。